

次期サーバ基盤構築及び納品業務委託プロポーザル実施要領

令和6年度からの栃木県農業共済組合（以下、「NOSA Iとちぎ」という。）が導入する次期サーバ基盤構築及び納品業務を委託するにあたり、プロポーザル方式（企画競争入札）により業者を選定するために必要な事項を定める。

1. プロポーザルに付する事項

別添の仕様書に基づくもの。

2. 応募資格

業務実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) NOSA Iとちぎの仕様に基づくシステム構築ができること。
- (2) 情報システム担当者との密な面談、打合わせ、随時メール対応等に対応できること。
- (3) サーバ基盤の構築実績があり、実情に合った提言、助言ができること。
- (4) 反社会的勢力でない者。また、反社会的勢力と関係を有していない者。
- (5) 農林水産省及び栃木県において指名停止の処置を受けていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第223号）に基づく再生手続開始の申し立てがされていないこと。

3. プロポーザル参加の表明

プロポーザル参加希望事業者は、次により参加表明するものとする。

- (1) 提出書類
 - ①入札参加表明書（様式1号）
 - ②入札参加資格確認書（様式2号）
- (2) 提出期限 令和6年2月22日（木）（消印有効）
- (3) 提出先 〒321-0903 宇都宮市下平出町前表319-1
栃木県農業共済組合 総務部 企画情報課（志賀宛）
- (4) 提出方法 郵送または持参
- (5) その他 参加表明書を提出後、参加を取り止める場合は速やかに入札参加取下願（様式3号）を提出すること。

4. プロポーザルに関する質問の受付

- (1) 提出書類 次期サーバ基盤構築及び納品業務の企画提案に係る質問書（様式4号）
- (2) 提出期限 令和6年3月14日（木）午後5時まで

- (3) 提出先 栃木県農業共済組合 総務部 企画情報課
メールアドレス：joho@nosai-tochigi.or.jp
- (4) 提出方法 質問内容を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。
- (5) 回答 原則2営業日以内に回答する。

5. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 6. 企画提案書の作成の(1)～(4)
- (2) 提出期限 令和6年3月18日(月)午後5時まで(必着)
- (3) 提出先 〒321-0903 宇都宮市下平出町前表319-1
栃木県農業共済組合 総務部 企画情報課(志賀宛)
- (4) 提出方法 郵送または持参
- (5) 企画提案書の取扱い
- ① 提出された提案書は返却しない。また提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
 - ② 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
 - ③ 本プロポーザルの審査等に係る事務処理に必要な範囲で複製保存を行う。
 - ④ 本業務により得られた成果は、全てNOSA Iとちぎに帰属する。
 - ⑤ 企画提案書等に含まれる参加者の情報及び個人情報については、適正に管理し、漏えいや不正使用は行わない。

6. 企画提案書等の作成

プロポーザル参加希望事業者は、次の書類を作成するものとする。

- (1) 企画提案提出書(様式5号)……1部
- (2) 本見積書(任意形式)……1部
- 本業務に関する設置、導入、運用、移行、テスト、教育、サポート(令和6年度分のみ)、保守(令和10年3月末までの5か年の総額)等、一切の付帯経費を記載すること。ただし、電源、配線工事は別途見積りとする。
- 1年目の費用と2年目以降にかかる費用が明確にわかるように記載すること。
- (3) 企画提案書(A4判用紙使用、任意様式)……7部

7. 業務委託候補者の選定

- (1) 契約予定者の選定方法
- NOSA Iとちぎが設置する審査・選考委員会において、別に定める選定要領に基づき提出書類の審査を行い、最も優れていると判断された者を業務委託候補者として選定する。
- (2) 審査結果の通知
- 審査終了後、速やかにすべての参加業者に審査結果を文書で通知する。
- (3) 審査及び選定結果に係る問い合わせには応じない。

(4) 参加者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

8. 失格

次のいずれかに該当した場合は、応募者を失格とする。

- (1) 本実施要領等に従っていない場合
- (2) 提出された企画提案書等に虚偽の記載がある場合、また文意が不明である場合
- (3) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (6) 選考委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合

9. 契約

(1) 契約に係る協議

NOSA I とちぎは、選考委員会において最も優れていると判断された業務委託候補者と速やかに契約に係る協議を行う。その際、業務の実施方法や経費等について条件を付したり、変更したりする場合がある。

(2) 契約書の作成及び締結

契約に係る協議が終了した後、速やかに契約書を作成する。

(3) 業務開始に係る打合せ

契約に係る協議と並行し、受託者はNOSA I とちぎが指定する日時及び場所で、業務開始に係る打合せを行う。

(4) 契約の更新

本業務の委託内容及び委託料については、年度ごとに協議し、次年度の契約を締結する。その際、受託者の業務態様等によっては契約を更新しない場合がある。